

令和2年5月18日

保護者・生徒の皆様へ

県立赤穂高等学校
定 時 制 課 程

登校可能日の設定について

5月15日、県教育委員会より、新型コロナウイルス感染症による臨時休業中の登校可能日の設定についての連絡があり、第3学区、第4学区については、5月18日（月）から登校可能日を週1日上限、5月25日（月）から週2日を上限として設定することができるようになりました。

つきましては、緊急事態宣言が継続中ではございますが、下記の通り登校可能日を設け、生徒の健康観察や学習状況の確認等を実施しますので、何卒ご理解とご協力をお願いします。

記

- | | |
|---------|---------------------------------------|
| 1 登校可能日 | 令和2年5月27日（水）17：30 ～ 18：15 |
| 2 内 容 | ホームルーム
・健康観察
・提出課題の確認 |
| 3 持 参 物 | 提出課題等
(※内容については、スタディサプリを確認してください。) |

以上

※登校可能日に関する注意事項

- (1) 登校前に必ず自宅で検温を実施してください。
37.5℃以上の発熱、その他風邪症状（咳・悪寒・倦怠感など）がある場合は、無理せず、登校を見合わせてください。（欠席扱いにはしません。）
- (2) マスクの着用をお願いします。
- (3) 各教室で換気を実施します。体温調節のできる服装を工夫してください。
- (4) 感染が心配・不安で登校できない場合は、保護者からご連絡ください。